住民税非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金（７万円／１世帯）のご案内
受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金（１世帯７万円）は、住民税非課税世帯を支援する新たな追加給付です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

１世帯あたり７万円

給付金の支給時期

受付審査後、**随時支給**

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれにも該当する世帯）

令和５年１２月１日に香美町に住所を有する世帯	令和５年度住民税均等割が非課税である世帯

（注意）上記の場合であっても、世帯全員が住民税課税者の扶養親族等になっている場合は対象となりませんのでご注意ください。

対象と思われる世帯には香美町から確認書が届きます。
同封の返信用封筒により確認書の返送が必要です。

一部申請が必要です

- 基準日以降に転入した者がいる世帯
- 未申告の者がいる世帯

【申請書配布・提出先】香美町役場福祉課、各地域局

対象になると思われる世帯で香美町から通知が届かない場合は、福祉課までお問合せください。

お問合せ先

【手続に関すること】	役場	福祉課	０７９６－３６－１９６４
【税金に関すること】	役場	税務課	０７９６－３６－１１１３

！ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

ご自宅や職場などに香美町から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに香美町福祉課または最寄りの警察にご連絡ください。

香美町では、ファストパス（スマートフォンやパソコンを使って行うオンライン申請）は行っておりません。

■受付期間　令和６年１月１２日（金）～ 令和６年３月２９日（金）【消印有効】
■提 出 先　役場福祉課または各地域局（郵送可）
■支 給 日　確認書又は申請書等の受付審査後、随時支給します。